

大分市障害福祉サービス事業者等に係る事故等報告事務取扱要領を次のように定める。

平成24年11月30日

大分市長 釘 宮 馨

## 大分市障害福祉サービス事業者等に係る事故等報告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害福祉サービス、相談支援、基準該当障害福祉サービス又は地域生活支援事業を実施し、若しくは地域活動支援センター又は福祉ホームの経営を行う指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者等」という。）が、当該サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供中等に事故等が発生した場合の報告事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象となる利用者等)

第2条 この要領の手続によって、本市へ報告する事故等の対象となる利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）は、次のとおりとする。

- 一 本市が支給決定をしている障害福祉サービス等の利用者等
- 二 本市以外の市町村が支給決定をしている障害福祉サービス等の利用者等であつて、市内の事業者等による障害福祉サービス等の利用者等

(報告の対象となる事故等の範囲)

第3条 事業者等が本市に報告する事故等の範囲は次のとおりとする。

- 一 死亡事故、病死（死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。）又は生命に関わる重大な事故が発生したとき。
- 二 医療機関による治療等を必要としたとき又は事業所で医療機関による治療等と同程度の治療をしたとき（ただし、外傷によるものであって、病気を除く）。
- 三 食中毒、感染症等が発生したとき又はその発生が疑われるとき。
- 四 利用者等が失踪したとき（警察への通報等による捜索を要する場合に限る。）。
- 五 利用者等の処遇に影響がある職員等の法令違反又は不祥事等が発生したとき。
- 六 通報等により警察が介入する状況となった利用者等の法令違反等が発生したとき。
- 七 事業所で人権侵害、虐待等が発生したとき。
- 八 事業所の火災等により物的、人的被害が発生したとき。
- 九 前各号に掲げるもののほか、トラブルが発生することが予想される時又は利用者等に対して見舞金や賠償金を支払ったとき。
- 十 その他事業者等の長が本市に報告の必要があると認めるとき。

（報告）

第4条 事業者等は、前条に規定する事故等が発生した場合は、第一報として直ちに本市へ電話により概要報告を行った後、「事故等報告書」（様式第1号）を遅滞なく本市に提出するものとする。なお、各事業者等で定める報告等様式がある場合は、当該様式による報告で差し支えない。

2 事業者等は、本市が重大な事故と認めたときは、前項に規定する報告書に加え、

利用者等に対するサービスに係る記録及び本市が求める資料を遅滞なく提出するものとする。

- 3 時間の経過に伴い状況が変化する場合は、随時、追加報告を行うものとする。
- 4 事故等の処理が終息した場合は、発生からの経過及び損害賠償等の対応結果等をまとめ、再発防止策等を加えて報告を行うものとする。
- 5 報告書等の提出先は福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課とする。

(本市の対応)

第5条 本市は、報告を受けた事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者等の対応状況に応じて必要な対応を主体的に行うものとする。

- 2 本市は、報告等を受けた事故等につき事業者等への事実確認等において必要がある場合は、本市の利用者等以外の事故等にあつては当該利用者等にかかる市町村と、本市域外に所在する事業所にあつては当該事業所の所在する市町村と連携を図るものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。